

平成 30(2018)年 4 月 15 日 制定

関西社会学会研究活動委員会規程

- 第1条 関西社会学会は、関西社会学会会則第 3 条にもとづき、関西社会学会の研究活動事業を推進するために研究活動委員会を置く。
- 第2条 研究活動委員会は、研究活動委員長および研究活動担当理事若干名から構成される。
2. 研究活動委員長および研究活動担当理事は理事会において互選される。
- 第3条 研究活動委員長は、研究活動委員会を主宰し、研究活動事業を統轄する。
2. 研究活動担当理事は、研究活動事業の計画と推進を担う。
- 第4条 研究活動委員会は研究活動委員会事務局を置く。研究活動委員会事務局の場所は別に定める。
2. 研究活動委員会事務局内に、若干名の研究活動委員会補佐を置くことができる。
- 第5条 本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。